

横浜市消費生活審議会の 委員を募集します

横浜市消費生活審議会は、横浜市消費生活条例に基づき平成8年10月に設置された審議会です。同審議会では、様々な消費生活に関する重要事項の調査・審議、消費者被害の救済に関するあっせん・調停などを行っております。

このたび、より幅広い皆様からのご意見等をいただくため、市民委員を公募いたします。

1 応募期間

令和2年6月5日（金）～ 令和2年7月6日（月）（当日消印有効）

2 募集人数及び選考基準

募集人数は若干名です。

消費者問題に対する関心や意欲を総合的に勘案して選考します。

3 任期

委嘱の日（令和2年10月予定）から令和4年9月30日まで

4 委員の仕事及び報酬

審議会及び部会に出席し、意見を述べていただきます。報酬は、会議への出席ごとに、所定の額をお支払いします。なお、審議会及び部会の会議録は原則として公表されます。

5 応募資格

消費者問題に関心をお持ちで、平日の昼間に開催される会議に出席できる、次の要件をすべて満たす方。

- (1) 基準日（令和2年7月6日）に満20歳以上の方（横浜市職員は除く。）
- (2) 横浜市内に住所を有する方（住民登録している方。）
- (3) 過去に横浜市消費生活審議会委員を委嘱されたことがない方。
- (4) 基準日に、横浜市の他の審議会等委員を委嘱されていない方。
- (5) 国又は地方公共団体から報酬又は給与の支払いを受けていない方（臨時的に謝礼等の支払いを受ける場合を除く。）

6 応募方法

横浜市ホームページから応募用紙をダウンロードするか、又は、市役所市民情報センター・各区役所の広報相談係に備えつけの応募用紙に必要事項を記載後、郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかにより提出してください（応募用紙は返却いたしません。）

*応募用紙をダウンロードされる方は下記のホームページアドレスから入手してください。

◇ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/shohiseikatsu/oshirase2/koubou13.html>

7 選考方法

消費生活審議会公募委員選考部会により、応募用紙に記載されているこれまでの活動経歴・自己PR・志望動機及び作文を審査して選考します。

選考結果は、応募者全員に通知します。

8 市民委員公募に関するお問合せ先

横浜市役所 経済局 市民経済労働部 消費経済課 市民委員公募担当

TEL 671-2584 FAX 664-9533

eメール: ke-syohikeizai@city.yokohama.jp

| |
|----------------------------------|
| お問合せ先 |
| 経済局消費経済課長 津留 玲子 Tel 045-671-2573 |